

防災安全R4-10
2022年4月15日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部長

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」につきまして、国土交通省自動車局の組織再編に伴い、国土交通省の組織が2022年4月1日より変更となったことから、読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」に基づく軽易な変更扱いとして、2022年4月15日より次回修正までの間、別添のとおり読み替えて運用させていただきますので、ご連絡致します。

別添

- ・福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

以上

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
	<p data-bbox="409 451 992 564">福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="602 892 799 922">2022年2月</p> <p data-bbox="465 1035 936 1066">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1256 451 1839 564">福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="1449 892 1646 922">2022年2月</p> <p data-bbox="1312 1035 1783 1066">東京電力ホールディングス株式会社</p>	

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
II-5	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>国土交通省 自動車局の 組織再編に 伴う読み替 え</p>

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
<p>II-7</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>国土交通省 自動車局の 組織再編に 伴う読み替 え</p>